

平成 29 年度

東濃西部少年センター

要 覧

多 治 見 市

瑞 浪 市

土 岐 市

〒507 - 0034

多治見市豊岡町1丁目55番地

ヤマカまなびパーク 4F

TEL 0572 - 23 - 3455

FAX 0572 - 26 - 8813

## はじめに

新たな年度を迎え、子どもたちは夢や希望に向かって力強い歩み出しをしているものと思います。皆様方におかれましては、日頃から子どもたちの健やかな成長のために、多大なるご尽力をいただいていることに心から感謝申し上げます。

さて、東濃西部少年センターでは、大きく三つの柱で青少年健全育成に向けた取り組みを展開しています。「声かけ活動」「啓発活動」「相談活動」の三つです。

一つ目の「声かけ活動」は、東濃西部三市で総勢200名程の少年指導員の方々にご協力いただいているところです。平成25年度から「補導活動」を「声かけ活動」に統一し、「挨拶」「会話」「励まし」「ねぎらい」「ほめる」の五つを指導の基本として、活動に取り組んできました。この4年間の「声かけ活動」によって、子どもや若者との明るく気持ちのよい挨拶ができるようになり、少年指導員の活動が地域の「おじさん・おばさん」として定着しつつあるものと感じています。

二つ目の「啓発活動」は、高等学校のMSリーダーズ(マナーズ・スピリットリーダーズ)やのびのびプロジェクトなどによる「若者から若者へ」の啓発活動をより主体的な取り組みとなるよう力を入れていきたいと考えています。東濃西部三市にある県立・私立の10校すべての高等学校に参加していただいています。これからの社会を築いていくその担い手である若者に、これからの地域・社会のあり方について考える機会とし、そのための動き出しの体験となるよう啓発グッズ(ポケットティッシュなど)を手渡ししながら呼びかけを行っているところです。また、昨年度から全県下で動き出した中学生によるMSJリーダーズの活動との連携について、どのような活動につなげることができるのか検討していきたいと考えています。

三つ目の「相談活動」は、「一人で悩まないで」を合言葉にした相談活動を充実させていきたいと考えております。「あんしんコール」「あんしんメール」として受付けています。相談活動は、あたたかく対応し、「傾聴」「共感」をもって相談者の悩みを少しでも和らげ解決に導くことができるように心がけていきたいと思っております。

このように、東濃西部少年センターでは、「地域の子ども・若者は地域で支援」という考えを基本に、「家庭」「学校」「地域」との連携をより強め、皆様の協力を得ながら引き続き平成29年度も青少年の健全育成と非行防止、犯罪防止、安全確保の活動に邁進していく所存です。関係諸機関・少年指導員の皆様方には、今後とも一層のご指導・ご協力・ご支援をお願い申し上げます。

平成29年 5月 吉日  
東濃西部少年センター  
所長 加納 昭仁

# 目 次

## ( ) 東濃西部少年センターの概要

1. 東濃西部少年センターの設置 ..... 1
  - (1) 設置の趣旨と経過 ..... 1
  - (2) 圏域の状況 ..... 1
  - (3) 3市の人口と学校数他 ..... 2
  - (4) 東濃西部地区の相談窓口 ..... 2
  - (5) その他の相談窓口 ..... 2
2. 東濃西部少年センターの運営 ..... 3
  - (1) 東濃西部広域行政事務組合の機構 ..... 3
  - (2) 東濃西部少年センターの所在地 ..... 3
  - (3) 東濃西部少年センターの業務 ..... 4

## ( ) 平成29年度東濃西部少年センター業務全般について

1. 主な業務 ..... 5
2. 基本方針 ..... 5
3. 重点努力目標 ..... 5
4. その他の取り組み ..... 6
5. 3地区連携のための体制づくり ..... 7
6. 平成28年度主要行事・業務予定 ..... 8

## ( ) 平成28年度(H28年4月～H29年3月)の活動状況

1. 声かけ活動の状況 ..... 10
  - (1) 概況 ..... 10
  - (2) 月別の指導活動の状況 ..... 10
  - (3) 行為別の指導状況 ..... 10
  - (4) 学職別の指導状況 ..... 11
2. 相談活動の状況 ..... 11
  - (1) 概況 ..... 11
  - (2) 月別の相談活動の状況 ..... 11
  - (3) 電話相談の件数 ..... 11
  - (4) 面接相談の件数 ..... 12
  - (5) メール相談の件数 ..... 12
3. 環境浄化の状況 ..... 12
4. 広報活動の状況 ..... 12

## ( ) 関係資料

1. 東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例 ..... 13
2. 東濃西部少年センターの管理に関する規則 ..... 14
3. 東濃西部少年センター少年指導員指導業務要領 ..... 16
4. 「街頭指導」の対象 ..... 18
5. 「声かけ」基準 ..... 19
6. 関係機関一覧表 ..... 20
7. 県下少年(補導)センター一覧表 ..... 20

## ( ) 東濃西部少年センターの概要

### 1. 東濃西部少年センターの設置

#### (1) 設置の趣旨と経過

##### 〔趣旨〕

青少年の健全な育成を願い、3市（多治見市、瑞浪市、土岐市）による広域での協働体制を強化し、また公的関係機関や民間団体との連携を深め、総合的な業務の推進を図るため東濃西部少年センターを設置する。

##### 〔経過〕

- |       |  |
|-------|--|
| 昭和36年 | 3市1町に補導センターを設置、任意組合を結成する。                          |
| 昭和46年 | 地方自治法による一部事務組合を結成、東濃少年補導センターと称し、国庫補助対象センターとなる。     |
| 平成10年 | 東濃少年補導センターを解散し、東濃西部広域行政事務組合に統合。名称も東濃西部少年センターに変更する。 |
| 平成18年 | 多治見市と笠原町の合併により、多治見市、瑞浪市、土岐市の3指導部体制となり現在に至る。        |

#### (2) 圏域の状況

本圏域は、岐阜県の南東部に位置し、東西約28km、南北約25kmのまとまりのある形をもち、中央部を西流する土岐川が大きな特徴となっている。その土岐川流域で産する窯原料を利用して、古くから陶磁器（美濃焼）産業が発展してきた。現在も和洋食器における出荷量が、輸出と国内向けともに全国一を誇っており基幹産業となっている。

圏域の総面積は約382km<sup>2</sup>で、その内70%を山林と原野が占め、丘陵地の開発が容易であり交通至便のため、住宅団地の造成やゴルフ場の建設が盛んに行われてきた。

現在の幹線交通網は、JR中央線とこれに平行した中央自動車道と国道19号線の東西幹線及びJR太多線、東海環状自動車道、国道21号線・248号線の南北幹線が整備されている。また名古屋市の30km～50km圏に位置していることから、経済や文化の両面からも名古屋大都市圏の影響を強く受けている。

平成18年1月には、全国的な市町村合併気運の高まりの中、多治見市と笠原町が合併し、少年センターの構成団体が三市となった。

現在この地域では、研究学園都市としての開発整備が進められており、核融合、超高温、無重量等の極限環境をテーマとした、世界的水準の研究開発機能等の集積を長期的展望に立って進めている。

### (3) 3市の人口と学校数

平成29年4月1日現在

市名		多治見市	瑞浪市	土岐市	合計
人口		112,145	38,231	59,211	209,587
14歳～20歳未満人口		6,475	2,317	3,264	12,056
交番		4	1	3	8
駐在所		5	4	3	12
学校数	小学校	13	7	8	28
	中学校	9	6	6	21
	高等学校	4	3	3	10
	短期大学		1		1
	特別支援学校			1	1

私立学校を含む

### (4) 東濃西部地区の相談窓口

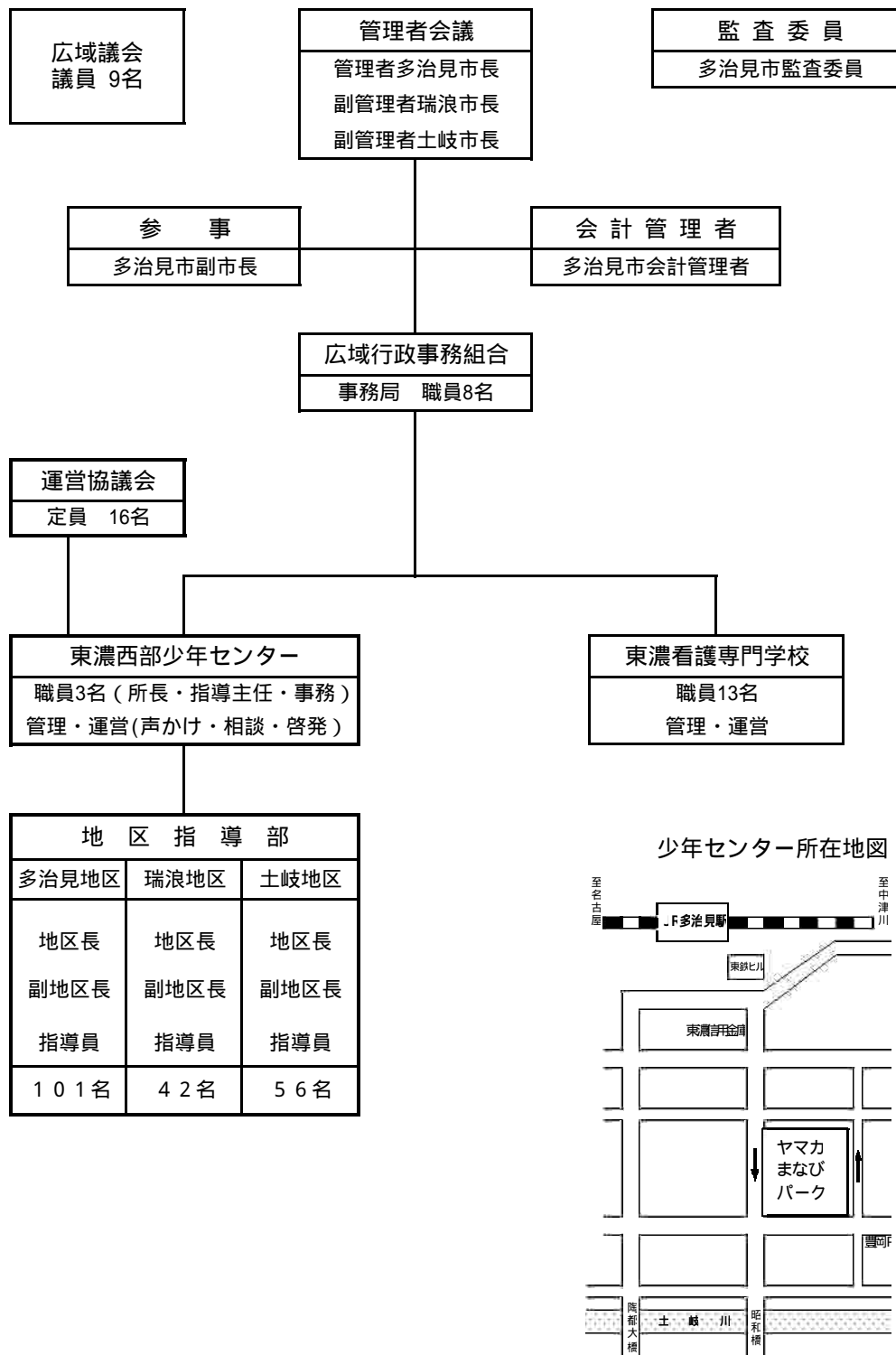
項目	施設名等	相談受付時間	電話番号
子どもに関わる全般	東濃子ども相談センター	8:30～17:15 (月～金)	0572-23-1111 内線 402～407
	多治見市教育相談室 (多治見市教育委員会)	8:30～17:00 (月～金)	0572-22-1111 内線 2333
	瑞浪市教育支援センター (瑞浪市教育委員会)	13:00～17:00 (火・木)	0572-67-3338
	土岐市教育相談室 (土岐市教育委員会)	9:00～15:00 (月～金)	0572-55-8555
	<b>東濃西部少年センター</b>	<b>10:00～17:00</b> <b>(火～土)</b> <b>あんしんコール</b> <b>あんしんメール</b>	<b>0120-873-246(携帯可)</b> anshin55@crux.ocn.ne.jp
非行・家庭 犯罪・薬物	東濃地区少年サポートセンター (多治見警察署)	24時間対応	0120-783-802 携帯は、0572-22-7822
教育・学校	ほほえみダイヤル (東濃教育事務所)	8:30～17:15 (月～金)	0120-745-070

### (5) その他の相談窓口

項目	施設名等	相談受付時間	電話番号
いじめ相談	いじめ相談24 (岐阜県教育委員会)	24時間対応	0120-740-070
子どもに関わる全般	青少年SOSセンター (岐阜県環境生活部私学振興青少年課)	24時間対応	0120-247-505
子どもの人権 虐待・いじめ	子どもの人権110番 (岐阜地方法務局)	8:30～17:15 (月～金)	0120-007-110

## 2. 東濃西部少年センターの運営

### (1) 東濃西部広域行政事務組合の機構



### (2) 東濃西部少年センターの所在地

〒507 - 0034 多治見市豊岡町 1 丁目 5 5 番地

ヤマカまなびパーク 4 階 事務室 1 相談室 1

TEL (0572) 23 - 3455 ・ FAX (0572) 26 - 8813

### (3) 東濃西部少年センターの業務

21世紀を担う地域の青少年達が、たくましく健全に育ち、非行やいじめのない明るい社会となることは、地域住民すべての願いである。しかし、子どもたちが、親の虐待をはじめとする様々な事件や事故に巻き込まれることは、決して珍しいことではない。

また一方で、インターネット利用者の低年齢化にも目を向けなければならない。これが一因とみられるパソコンや携帯電話を使った「ネットいじめ」が急増している。情報モラルについて、学校や家庭での教育の遅れが今問われている。

こうした社会状況の中で、健全な自立した青少年を育成し、安全を守るためには、「家庭教育」「学校教育」「地域教育」が機能し、連携しなければその成果は期待できない。

東濃西部3市で組織する当東濃西部少年センターは、その広域性を生かして、こうした様々な青少年問題に対処していかねばならない。具体的には、街頭での声かけ活動と電話やメールによる相談活動、そして駅周辺での啓発活動などを通じて、多くの青少年と積極的に触れ合いたいと考えている。そして注意より励ましを大切に、青少年の健全育成という目的遂行に努めたいと考えている。そのために行う主な業務は、下記の6つになる。

#### 声かけ活動

- ・ 指導員による通常の声かけ活動では、気軽な声かけ、挨拶による信頼関係づくりに徹する。**【挨拶・会話・励まし・ねぎらい・ほめる】**
- ・ 迷惑行為や不良行為の防止を目的とする、夏休み夜間特別活動では、警察等関係諸機関との連携に努める。

#### 相談活動

- ・ 来所、電話、メールによる初期的内容の相談に対しては、傾聴と共感に徹した対応をする。
- ・ 専門性を要する内容に対しては、適切な関係機関への紹介・橋渡しで対応する。

#### 環境浄化活動

- ・ 書店やコンビニ等への立入り調査も兼ねながら、青少年の健全育成に対する業界の協力を積極的に求めていく。
- ・ 青少年の溜り場や空き家等の実態把握に努め、環境の浄化と改善のために、地域の団体や関係機関との連携を強めていく。

#### 啓発・広報活動

- ・ 圏域内3市の児童・生徒に、少年センターへのアクセスを紹介するクリヤーホルダーを配布する。
- ・ JR駅周辺でポケットティッシュ等の啓発グッズを配布し、悩み相談の利用啓発をする。
- ・ 毎月の「月だより」、年3回の「センターだより」の発行や広域行政事務組合発行の「広域だより」への年2回の寄稿によってセンター活動の紹介を行う。

#### 調査・統計

- ・ 街頭での声かけ活動を月ごとに集約し、その結果を「月だより」に載せると共に県の私学振興・青少年課への報告をする。
- ・ あんしんコール、あんしんメールを集約・分析し、毎月県に結果を報告する。

#### 研修及び表彰

- ・ 少年指導員の新任研修会と3地区合同研修会を開催する。
- ・ 県主催及び関係団体主催の研修会へ積極的に参加する。
- ・ 優良少年補導員（指導員）の県知事表彰、県青少年健全育成補導部長表彰の推薦、並びにセンター表彰（管理者表彰、所長表彰）を実施する。

## ( )平成29年度東濃西部少年センター業務全般について

### 1. 主な業務

平成29年度も青少年育成国民運動の理念と目的に基づき、関係公的機関や各種団体との連携を深め、子どもと若者の健全な育成支援のために次の業務を行う。

#### 業務の主な三本柱

- (1) 子どもや若者との信頼関係を大切にする「声かけ活動」の充実
- (2) 若者が主体的に関われる各種「啓発活動」の企画・推進
- (3) 些細な相談もあたたかく受け止め、傾聴と共感に徹した対応で解決に導く「相談活動」の充実

あわせて、以上の業務を支えるものとして、以下の業務も同時に進める。

- (A) 積極的な広報活動を展開し、センター業務の理解を深める。
- (B) 指導員・職員の研修活動を充実し、資質の向上を図る。
- (C) 関係諸機関や各種団体との連携を強める。

### 2. 基本方針

#### (1)「声かけ活動」

声かけ活動のねらいは、若者の健全育成と非行防止であるが、相手との人間関係を大切にしたい取り組みとする。人間関係構築のための指導の基本は、「挨拶」「会話」「励まし」「ねぎらい」「ほめる」の5つとして、子ども・若者の目線に合わせた声かけに努める。

#### (2)「啓発活動」

若者に将来社会の担い手として、目の前の社会とどう向き合っていくのかを考える機会として啓発活動を企画、推進する。具体的な取り組みを通して、規範意識や社会の一員としての自覚を醸成する。

#### (3)「相談活動」

電話、メール、来室等による相談は、その事例によって対応に限界がある場合がある。傾聴、共感では解決しない専門性を必要とする場合は、連携する関係機関を紹介する等の対応をし、早期の問題解決を図る。

#### (4)「その他」

##### A 広報活動

声かけ活動の状況や地域の現状などを知ってもらうために、年度当初に発行する「要覧」、毎月の「月だより」、年3回の「センターだより」を広く圏域内の関係者に配布する。

小中高の児童生徒には、相談活動をPRするクリアホルダーを全員に配布する。中高の生徒には、さらに窓口紹介カードの配布を加えてPRする。



## B 研修活動

全指導員を対象とした3地区合同研修会、新任指導員を対象にした新任指導員研修会（いずれも年1回）を実施する。研修会は、内容の充実を図ると共に、指導員の参加率を高めることに努める。

また、職員に対しては、可能な限り各種研修会への参加を奨励する。

## C 連携

岐阜県環境生活部私学振興・青少年課と連携し、圏域内の指定店舗へ月1回立ち入り調査を実施する。

（公社）岐阜県青少年育成県民会議の少年補導部会に所属している県下12の少年センター等と連携し、活動の充実を図る。

少年センターに届く指導日誌に環境浄化に関わる記載があれば、関係機関に連絡するなどの適切な対応を早期にとる。

## 3. 重点努力目標

### （1）信頼関係を大切にした「声かけ活動」

- ・ 班の活動の範囲は、小学校校区が中心となるが、若者の集まるJR駅などでの活動を年間数回取り入れる等、広域化を図る。
- ・ 活動日時の設定は、それぞれの班の指導員の参加しやすいことを第一とするが、できるだけ、若者と確実な接触のできることを大切にしていく。
- ・ 活動のねらいは、青少年の健全育成であり、迷惑行為や不良行為の防止である。問題行動に遭遇したときは、いきなりの注意や叱責とはせず、相手との信頼関係構築を第一とした指導に徹する。

### （2）若者の自立を促す「啓発活動」

- ・ 「大人から若者へ」という大人主導による縦の関係に加えて「若者から若者へ」「若者が社会へ」という横の関係を加えた啓発活動に発展させていく。
- ・ 高校生によるJR駅前の啓発活動等の企画は、高校のMSリーダーズ、のびのびプロジェクト活動とかかわらせて、積極的な参加を促していく。今後、中学のMSリーダーズ活動との連携を検討する。

### （3）傾聴と共感に徹する「相談活動」

- ・ 「あんしんコール」と「あんしんメール」による相談活動は、傾聴と共感に徹し、心を開いて相談できるよう柔軟な対応に努める。ただし、内容によっては専門機関への橋渡しをする。
- ・ 相談活動のスキルアップのために、事例検討会を実施し、職員の共通理解・共通認識を深める。また、各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に生かす。
- ・ 相談窓口のPRに努める。

### （4）指導員の推薦団体との連携を密にする。

全ての青少年健全育成団体と連携を密にしていく。特に、3地区合計200名の指導員を推薦して頂いている団体とは、少年センターの業務・運営方針を、より理解して頂けるよう連携を密にしていく。

#### 4. その他の取り組み

##### (1) 広報活動

指導活動の状況や地域の現状などを発信するために、年度当初の「要覧」・毎月の「月だより」・年3回の「センターだより」を、広く圏域内の関係者に送付する。また小中高の児童生徒には、相談活動をPRするクリアフォルダーの配布をする。また、高校生には、さらに相談カードの配布をする。

##### (2) 研修活動

全指導員を対象とした3地区合同研修会、新任指導員を対象にした新任研修会(いずれも年1回)を実施する。また、全指導員に配布した「少年補導の手引き」の内容を活動に生かしていく。

##### (3) 環境の浄化活動

岐阜県環境生活部私学振興・青少年課、東濃振興局などの環境正常化を推進する機関と連携を強化する。

少年センターに届く各地区からの指導日誌に環境浄化に関わる記載があれば、確認をし、適切な対応をする。

#### 5. 3地区連携のための体制づくり

近年、圏域内では、生活圏がいっそう拡大し、若者の行動範囲はますます広がりをみせている。また、インターネット・スマートホンなどは、若者の間に急激な普及をみせている。こうした若者を取り巻く環境の大きな変化から、今後3地区が、一層連携し情報を公開・共有し、それぞれの地区での活動に生かしていかなばならない。また、関係諸機関との連携を強化していくことも重要になっている。

そのための具体的な取り組みとして、

指導部役員会議の定例化(年4回開催)

- ・センターの指導方針と方法の周知徹底を図る。
- ・各地区の情報の公開と共有によって、指導効果を高める。

指導部役員会議の開催地輪番制

- ・開催地を輪番にすることで、役員全員が各地区の実態を直接目で確かめる。
- ・役員全員が広域的な視点で問題意識を共有する。

地区指導部の班長会議の定例化(各々年4回)

- ・センターの指導方針や方法について地区指導部を通して周知する。

関係諸機関からの情報を取り入れる機会の設定。

- ・多治見警察署から若者の実態を聴く機会を設ける。
- ・スマートホンなどの最新情報を得る機会を設ける。

## 6. 平成29年度主要行事・業務予定

月	日(曜日)	センター業務・その他	地区別行事予定等		
			多治見	瑞浪	土岐
5	13日(土)	・平成29年度少年指導員委嘱式及び研修会 (とうしん学びの丘“エール”)多治見 少年指導員班編制、声かけ活動予定表作成	地区別 指導員会議	地区別 指導員会議	地区別 指導員会議
	19日(金)	・立入調査員研修会	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
	下旬	・3市小中高生徒へのクリアーホルダー配布	交付金交付	交付金交付	交付金交付
6	2日(金)	・第1回指導部役員会議(土岐)	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
	3日(土)	・新任少年指導員研修会(パロー文化ホール)			
	21日(水)	・東濃地区小中高生徒指導連携強化委員会	班長会	班長会	班長会
	24日(土)	・多治見市わたしの主張大会(パロー文化ホール)			
	27日(火)	・歳入歳出決算監査			
7	1~31日	・「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
	2日(日)	・社会を明るくする運動(多治見駅)			
	6日(木)	・運営協議会(パロー文化ホール)			
	中旬	・夏休み夜間特別声かけ活動 ・「センターだより」発行	夜間特別 街頭指導	夜間特別 街頭指導	夜間特別 街頭指導
	22・23日	・土岐市「織部祭り」			花火大会
	28日(金) 30日(日)	・広域議会(多治見市役所) ・多治見市「ござっせ」	花火大会		
8	7月20日~ 8月31日	・夏休み夜間特別声かけ活動	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
	4~6日	・瑞浪市「美濃源氏七夕祭」	夜間特別 街頭指導	夜間特別 街頭指導	夜間特別 街頭指導
	8日(火)	・少年の主張岐阜県大会(東美濃ふれあいセンター)		花火大会	
9	15日(金)	・第2回指導部役員会議(多治見)	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
			班長会	班長会	班長会
10	11日(水)	・東濃地区小中高生徒指導連携強化委員会	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
	14日(土)	・3地区合同研修会(土岐市 ルナホール)			
	27日(金)	・定期監査	茶碗祭り		

月	日(曜日)	センター業務・その他	地区別行事予定等		
			多治見	瑞浪	土岐
11	1~31日	・ 全国「子ども・若者育成支援強調月間」	JR多治見駅 特別啓発活動	JR瑞浪駅 特別啓発活動	JR土岐市駅 特別啓発活動
	11日(土) 26日(日) 中旬	・ 「子ども・若者育成支援強調月間」駅前啓発 ・ 岐阜県青少年健全育成県民大会 関市 わかくさ・プラザ ・ 「センターだより」発行 ・ 全国青少年補導センター連絡協議会定期大会 (福島) ・ 平成30年度事業案・予算案作成	たじみ祭り		
12	冬休み期間	・ 冬休み歳末重点声かけ活動	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
	14日(木)	・ 運営協議会(パロー文化ホール)	班長会	班長会	班長会
1	19日(金)	・ 第3回指導部役員会議(瑞浪)	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
	29日(月)	・ 広域議会(多治見市役所) 平成30年度予算決定			
	30日(火)	・ 東濃地区小中高生徒指導連携強化委員会			
2	中旬	・ 「センターだより」発行	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
	下旬	・ 平成30年度少年指導員推薦依頼 (学校、PTA、各種関係団体)			
3		・ 春休み重点声かけ活動	JR多治見駅 啓発活動	JR瑞浪駅 啓発活動	JR土岐市駅 啓発活動
		・ 平成29年度地区活動実績報告書作成	班長会	班長会	班長会
4	春休み期間	・ 春休み重点声かけ活動	陶器祭り	陶器祭り	陶祖祭
	20日(金)	・ 第4回指導部役員会議(土岐)  ・ 住民台帳記載3市人口調査 ・ 平成30年度「要覧」作成 ・ 平成30年度指導員名簿作成 ・ 指導員委嘱状、身分証明書等作成			

## ( )平成28年度(H28年4月～H29年3月)の活動状況

### 1.声かけ活動の状況

#### (1)概況

- ・活動日数は同じ日に2つ以上の班が活動しても1日とカウントしますので、実際の活動状況は活動回数が指標となります。その活動回数と活動人数はともに前年度より大きく増加しました。ただ、活動単位である班の数は前年度の33から34になりましたので、活動中止とされた回数は前年度より増加しました。しかし、活動に参加された活動人数は大きく増加し、のべ人数で+55人となりました。
- ・指導人数は男子が減少し女子が増加しましたが、男女合計では前年度より減少しました。居座り等の迷惑行為や喫煙が少し増加しましたが、花火等の迷惑遊興行為が無くなりました。
- ・9月にバイクの少年たちが、土岐市駅や多治見駅北口などに集まり、喫煙や迷惑行為が見られました。ただ、それも10月に入ると、多治見警察署の指導もあり収束しました。最近またバイクの爆音を聞いたとの情報もあります。注意しても聞き入れないような場合は交番等に連絡してください。

#### (2)月別の指導活動の状況

区分	年別	4月	5月	6月	7月	8月	夏休夜 間特別	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
活動日数	27年度	15	15	16	18	18	20	16	14	14	15	15	16	15	207	
	28年度	14	17	20	17	20	21	16	15	18	16	16	18	17	225	
活動回数	27年度	32	33	33	33	33	33	33	33	32	33	33	32	29	422	
	28年度	32	34	34	34	29	34	34	34	34	33	34	32	33	431	
活動人数	27年度	124	152	148	139	130	154	134	132	129	130	132	125	117	1,746	
	28年度	123	166	157	160	121	155	145	128	127	133	142	117	127	1,801	
	多治見	27年度	65	75	73	70	61	78	67	68	69	69	64	66	58	883
		28年度	63	85	78	86	66	82	68	61	63	63	72	63	65	915
	瑞浪	27年度	28	36	35	31	35	38	33	30	28	32	33	28	30	417
		28年度	28	38	34	35	30	32	34	32	29	31	33	24	29	409
	土岐	27年度	31	41	40	38	34	38	34	34	32	29	35	31	29	446
		28年度	32	43	45	39	25	41	43	35	35	39	37	30	33	477
	指導人数	27年度	12	7	18	1	15	3	0	5	6	3	10	6	5	91
		28年度	3	20	2	20	10	0	20	4	3	1	1	2	0	86
男子		27年度	10	7	14	1	12	2	0	5	6	3	9	6	4	79
		28年度	3	12	2	16	8	0	13	4	3	1	1	2	0	65
女子		27年度	2	0	4	0	3	1	0	0	0	0	1	0	1	12
		28年度	0	8	0	4	2	0	7	0	0	0	0	0	0	21

#### (3)行為別の指導状況

(単位:人)

年度別 男女別	行為別	飲酒	喫煙	薬物乱用	粗暴行為	刃物等所持	金品不正要求	金品持ち出し	性的いたずら	暴走行為	家出	無断外泊	深夜はいかい	怠学	不健全性的行為	不良交友	不健全娯楽	迷惑遊興行為	迷惑座込み等行為	有害図書類携帯	自転車関連違反等	危険な遊び	合計
	27年度	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	11	25	0	35	10
28年度	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	33	0	32	6	86
男子	27年度	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9	20	0	30	10	79
	28年度	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	15	0	32	6	65
女子	27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	5	0	12
	28年度	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	18	0	0	0	21

- 1 少年の健全育成上、支障のある娯楽に興じる行為。(小・中学生のゲームセンター立入りは保護者同伴が指導基準)
- 2 公園、空き地、川原等にて、花火やたき火をして、大声で騒ぐなど他人に迷惑をかける行為
- 3 駅前・駅売店・駅トイレ・コンビニ等にて、たむろ・居座り・飲食・化粧等するなど、利用者、通行人に迷惑をかける行為
- 4 自転車で二人乗り、並進、無灯火、携帯電話での片手走行、小学生のヘルメット未装着などの危険な行為
- 5 道路上にて、サッカー・ドッジボール・スケボー等の遊びをする危険な行為

## (4)学職別の指導状況

(単位:人)

年度別	男女別	学職別	小学生	中学生	高校生	大学生	未就学児	各種学校	有職少年	無職少年	合計
年度別		27年度	20	9	50	0	0	0	12		91
		28年度	13	11	47	0	0	0	15		86
男子		27年度	17	9	42	0	0	0	11		79
		28年度	13	9	30	0	0	0	13		65
女子		27年度	3	0	8	0	0	0	1		12
		28年度	0	2	17	0	0	0	2		21

## 2.相談活動の状況

## (1)概況

- ・相談合計数では、前年度の57件から38件と減少しました。面接相談が2件から3件となりましたが、電話相談、メール相談が共に前年度から減少しました。
- ・相談内容は、学業、家庭、交友に関するものがほとんどでした。親子関係や不登校などの相談もありましたが、深刻なものではありませんでした。傾聴と共感を基本として対応しました。
- ・まだまだ、どこにも相談できずに悩んでいる若者や保護者が多いと考えています。今後とも、あんしんコール、あんしんメールの周知を図るべく、若者・保護者へのPRを強化していきます。

## (2)月別の相談活動状況

数値は相談の延べ件数で、( )内は相談人数を表す。

区分	年別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
電話相談	27年度	2 (2)	1 (1)	5 (5)	7 (7)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	0 (0)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	29 (29)
	28年度	3 (3)	2 (2)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	20 (20)
面接相談	27年度	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	28年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (4)
メール相談	27年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	9 (3)	11 (2)	0 (0)	0 (0)	26 (8)
	28年度	0 (0)	0 (0)	4 (2)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	15 (9)
相談合計	27年度	2 (2)	1 (1)	7 (7)	7 (7)	3 (3)	3 (3)	9 (6)	0 (0)	10 (4)	14 (5)	1 (1)	0 (0)	57 (39)
	28年度	3 (3)	2 (2)	8 (6)	6 (6)	4 (3)	3 (3)	4 (3)	2 (1)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	38 (33)

## (3)電話相談の件数

学職別	相談内容	非行		学業		家庭		交友		いじめ		健康		その他		合計			
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子		
		小学生	27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
	28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生	27年度	0	0	2	0	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	5	1	6	
	28年度	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	1	0	1	0	3	3	6	
高校生	27年度	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
	28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
専門・大学・有・無職少年	27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保護者	27年度	0	0	0	7	1	0	0	5	0	1	0	0	1	1	2	14	16	
	28年度	0	0	0	2	0	3	0	1	0	0	0	1	0	1	0	8	8	
一般・その他	27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	4	
	28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	5	1	6	
合計	27年度	0	0	0	7	0	1	2	2	0	1	0	1	0	9	10	19	29	
	28年度	0	0	3	7	1	0	2	7	0	1	0	0	4	4	8	12	20	

(4)面接相談の件数

相談内 年度別	非 行	学 業	家 庭	交 友	い じ め	健 康	そ の 他	合 計
27年度	0	1	0	1	0	0	0	2
28年度	0	0	3	0	0	0	0	3

(5)メール相談の件数

相談内 年度別	非 行	学 業	家 庭	交 友	い じ め	健 康	そ の 他	合 計
27年度	0	1	1	6	7	10	1	26
28年度	0	0	4	4	0	5	2	15

3. 環境浄化の状況

- ・ 大型スーパー、書店、コンビニ等に青少年健全育成への協力を依頼し、万引き・喫煙の防止、脅し、窃盗等抑制防止に努めました。
- ・ 青少年の溜まり場、空き家、廃屋等の実態を把握し、関係機関と連携して対処しました。
- ・ 落書き、放置自転車・バイク、放置ゴミの発見に努め処理しました。

4. 広報活動の状況

- ・ 本誌「要覧」や毎月の「月だより」、年3回の「センターだより」を発行し、関係機関や施設、団体等に配布するとともに、各地区の指導員にも配布し、相互の考えや情報の交流を図りました。
- ・ 広域行政事務組合が発行している「広域だより」及び3市が発行しているそれぞれの「広報」に、少年相談の利用の促進や、声かけ活動の状況報告等の文書、写真を掲載しました。



## ( ) 関係資料

### 1. 東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例

#### 〔設置〕

第1条 青少年の健全な育成を期し、少年の指導活動を総合的に推進するため、東濃西部少年センター（以下「少年センター」という。）を設置する。

#### 〔名称及び位置〕

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 東濃西部少年センター
- (2) 位置 多治見市豊岡町1丁目55番地

#### 〔業務〕

第3条 少年センターは、次の業務を行う。

- (1) 小年の街頭指導に関すること。
- (2) 少年の保護及び少年相談に関すること。
- (3) 少年に悪影響を与える有害環境の浄化に関すること。
- (4) 少年の指導についての関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他青少年の非行防止及び健全育成に関すること。

#### 〔職員〕

第4条 少年センターに、東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成5年条例第9号）に定める職員の範囲内において、所長その他の職員を置く。

#### 〔運営協議会〕

第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定により、管理者の諮問に応じ、少年センターの運営に関することを審議するため、東濃西部少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、管理者が委嘱する次に掲げる委員16名をもって組織する。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 組合構成市の教育長      | 3人 |
| (2) 組合構成市の社会教育担当課長 | 3人 |
| (3) 社会教育関係団体代表者    | 4人 |
| (4) 知識経験のある者       | 6人 |

3 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。



〔少年指導員〕

- 第6条 少年センターに少年指導員（以下「指導員」という。）200人以内を置く。
- 2 指導員は、管理者が委嘱する。
  - 3 指導員の任期は、1年とする。ただし、指導員が欠けた場合の補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 指導員は、再任を妨げない。

〔費用弁償〕

- 第7条 指導員が少年センターの実施する指導活動に従事した場合、1回1,000円を支給するほか、当該市の区域外で指導に従事した場合は、費用弁償として旅費相当額を支給する。

〔委任〕

- 第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は平成18年1月23日から施行する。

## 2. 東濃西部少年センターの管理に関する規則

〔趣旨〕

- 第1条 この規則は、東濃西部少年センターの設置及び管理に関する条例（平成10年条例第2号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

〔職員〕

- 第2条 東濃西部少年センター（以下「少年センター」という。）に、次の職員を置く。
- (1) 所長
  - (2) 指導主任
  - (3) 事務員
- 2 所長は、管理者の指揮を受けて、少年センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - 3 指導主任及び事務員は、所長の命を受けて、分掌事務を処理する。
  - 4 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

〔休館日〕

- 第3条 少年センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。
- (1) 日曜日及び月曜日
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日。

〔開館時間〕

第4条 開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 管理者が必要と認めたときは、臨時に前項に規定する開館時間を変更することができる。

〔協議会の役員〕

第5条 条例第5条に規定する東濃西部少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、協議会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職を代理する。

〔会議〕

第6条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

〔少年指導員〕

第7条 指導業務を推進するため、各市に地区指導部を置くことができる。

- 2 条例第6条に規定する少年指導員（以下「指導員」という。）は、次ぎに掲げる者のうちから委嘱するものとする。
  - (1) 児童委員、児童福祉関係職員及び関係団体の構成員。
  - (2) 教育関係職員及びPTA会員
  - (3) 青少年育成団体及び地域自治組織の構成員

〔身分証明書〕

第8条 指導員には、その身分を証明するため、身分証明書（別紙様式）を交付する。

- 2 身分証明書は、指導業務に従事するとき必ず携帯し、関係者の要求があれば、これを提示しなければならない。
- 3 指導員は、身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を少年センターに届け出て書替えを受けなければならない。
- 4 指導員は、身分証明書を紛失し、又は破損したときは、再交付を受けなければならない。
- 5 指導員は、その職を離れたときは、直ちに身分証明書を管理者に返却しなければならない。

〔委任〕

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

### 3. 東濃西部少年センター少年指導員指導業務要領

#### 〔趣旨〕

第1条 この要領は、東濃西部少年センターの管理に関する規則（平成10年規則第4号）第9条の規定に基づき、少年指導員（以下「指導員」という。）が行う指導業務について必要な事項を定めるものとする。

#### 〔指導の心得〕

第2条 指導員は、青少年健全育成の精神に基づき、その職務を自覚し、青少年の非行防止と福祉を図るため、深い愛情、高い良識、適切な指導技術をもって職務を遂行するように努めなければならない。

#### 〔秘密の保持〕

第3条 指導員は、青少年の基本的人権を尊重し、その将来を考慮して、職務遂行上知り得た事項の一切について秘密の保持に努めなければならない。

#### 〔指揮監督〕

第4条 指導員は、少年センターの運営方針に従い、職務遂行に当たってはその指揮監督を受けなければならない。

#### 〔研修及び資質の向上〕

第5条 指導員は、その職務を遂行するために絶えず研究と修養に努め、自己の資質向上を図らなければならない。

#### 〔関係団体との連携〕

第6条 指導員は、職務遂行に当たって他の関係団体等と連携し、青少年健全育成に努めなければならない。

#### 〔街頭指導〕

第7条 指導員は、少年センターが実施する街頭指導に積極的に従事しなければならない。

2 指導員は、街頭指導に従事するときは、定刻までに指定場所に集合して、2人以上で指導に当たらなければならない。

3 指導員は、街頭指導を行ったときは、指導日誌（別記様式）に必要事項を記入し、所長に提出するものとする。

#### 〔街頭指導の対象者〕

第8条 街頭指導の対象となる者は、別表に掲げる行為を行う20歳未満の者とする。

〔地域活動〕

第9条 指導員は、その居住する地域の青少年健全育成及び非行防止活動に積極的に参加しなければならない。

- 2 地域活動については、原則として少年センター又は地区指導部と連絡を取り、その概要等については、随時少年センター又は地区指導部に報告するものとする。

〔少年相談〕

第10条 指導員は、少年または保護者等から積極的に相談を受け、適切な助言又は援助を行わなければならない。

- 2 相談活動は、少年センターと絶えず連絡を取りながら行わなければならない。

〔委任〕

第11条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この訓令は、平成19年2月16日から施行する。

\* 東濃西部広域行政事務組合例規集より抜粋

\* 別記様式は省略

#### 4. 「街頭指導」の対象、「声かけ」基準

別表（東濃西部少年センター少年指導員指導業務要領第8条関係）

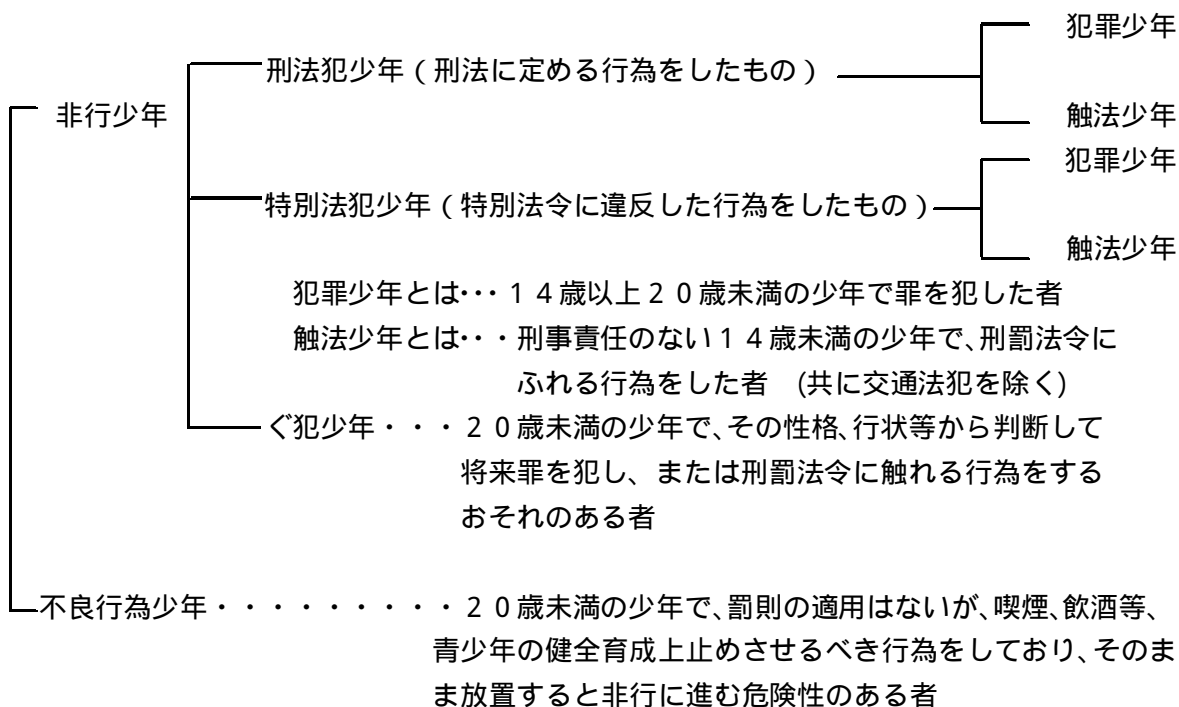
対象となる少年：非行少年等（非行少年・要保護少年・不良行為少年）

非行少年	犯罪少年	罪を犯した14歳以上、20歳未満の少年	
	触法少年	14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年	
	ぐ犯少年	次に掲げる事由があつて、その性格または環境に照らし、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年 ・保護者の正当な監督に服さない性癖のあること ・正当な理由がなく、家庭に寄り付かないこと ・犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、またはいかげしい場所に入出入りすること ・自己または他人の徳性を害する行為をする性癖のあること	
少年 要保護	児童虐待を受けた児童、保護者のない少年、その他児童福祉法に基づく措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く）		
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己または他人の徳性を害する行為をしている少年（行為の種別については下記に示す）		
	不良行為の種別と定義		
	1	飲 酒	酒類を飲用し、又はその目的で酒類を所持する行為
	2	喫 煙	喫煙し、又はその目的でたばこ若しくは喫煙具を所持する行為
	3	薬物乱用	心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物を乱用し、又はその目的でこれらのものを所持する行為
	4	粗暴行為	放置すれば暴行、脅迫、器物損壊等の非行に発展するおそれのある粗暴な行為
	5	刃物等所持	正当な理由がなく、刃物、木刀、鉄棒その他人の身体に危害をおよぼすおそれのあるものを所持する行為
	6	金品不正要求	正当な理由がなく他人に対し不本意な金品の交付、貸与等を要求する行為
	7	金品持ち出し	保護者等の金品を無断で持ち出す行為
	8	性的いたづら	性的ないたづらをし、その他性的な不安を生じさせる行為
	9	暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼす恐れのある行為又はこのような行為をする者と行動を共にする行為
	10	家 出	正当な理由がなく生活の本拠を離れ、帰宅しない行為
	11	無断外泊	正当な理由がなく保護者に無断で外泊する行為
	12	深夜はいかい	正当な理由がなく、深夜にはいかい又はたむろする行為
	13	怠 学	正当な理由がなく、学校を休み、又は早退等をする行為
	14	不健全性行為	少年の健全育成上支障のある性的行為
	15	不良交友	犯罪性のある人、その他少年の健全育成上支障のある人と交際する行為
	16	不健全娯楽	少年の健全育成上支障のある娯楽に興じる行為
	その他	17	迷惑遊興行為
		迷惑座込み等行為	電車、駅のホーム、コンビニエンスストア等において、床や地面に座り込んで飲食、大声を発するなど、利用者、通行人に迷惑をかける行為
		有害図書類携帯行為	有害図書類及び有害玩具等を所持し、携帯する行為

## 「声かけ」 基準

挨拶	小学生、中学生、高校生の登校や下校時などに「おはよう」「お帰り」と明るく声をかける。
会話	顔見知りの青少年であれば最近の様子などを、初めて出会う青少年なら「少年指導員のおじさん（おばさん）です。」と軽く自己紹介して、さりげなく会話をする。
励まし	新聞配達や牛乳配達などアルバイト中の青少年、家の手伝いなどに励んでいる青少年、塾帰りなど勉学に励んでいる青少年に励ましの声をかける。
ねぎらい	道路や河川敷、地下道などのゴミ拾い、幼児や老人、身体の不自由な人のお世話をしている青少年には、ねぎらいの声かけをする。
ほめる	社会ルールやマナー、交通ルールを守り、安全で良識ある生活をしている青少年をほめ、より一層励行するように声をかける。

## 「非行少年の分類」



## 6. 関係機関一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
多治見警察署	多治見市宝町6 - 65	0572-22-0110
東濃子ども相談センター	多治見市上野町5 - 68 - 1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111
東濃教育事務所	恵那市長島町正家1067 - 71 恵那総合庁舎	0573-26-1111
多治見市教育委員会	多治見市音羽町1 - 71 - 1	0572-22-1111
瑞浪市教育委員会	瑞浪市上平町1 - 1	0572-68-2111
土岐市教育委員会	土岐市土岐津町土岐口2101	0572-54-1111

## 7. 県下少年（補導）センター

名 称	所 在 地	電話番号
岐阜市青少年教育課	〒500-8720（岐阜市役所南庁舎） 岐阜市神田町1 - 1 1	058-214-2367
各務原少年センター	〒504-0912（産業文化センター7F） 各務原市那加桜町2 - 1 8 6	058-383-1739
東濃西部少年センター	〒507-0034（ヤマカまなびパーク4階） 多治見市豊岡町1 - 5 5	0572-23-3455
可児市少年センター	〒509-0292（可児市役所内） 可児市広見1 - 1	0574-62-1111
羽島郡少年センター	〒501-6012（二町教育委員会内） 羽島郡岐南町八剣7 - 107	058-245-1133
羽島市少年センター	〒501-6241（羽島市教育センター内） 羽島市竹鼻町226 - 2	058-391-1179
関市少年センター	〒501-3802（わかくさプラザ内） 関市若草通2 - 1	0575-23-7777
美濃市少年補導センター	〒501-3756（美濃市教育委員会内） 美濃市生櫛88 - 24	0575-35-2711
美濃加茂市少年センター	〒505-8606（中央公民館内） 美濃加茂市太田町3425 - 1	0574-25-4141
中津川市少年センター	〒508-0032（にぎわいプラザ4階） 中津川市栄町1 - 1	0573-66-1111
恵那市少年センター	〒509-7492（恵那市教育委員会内） 恵那市岩村町545 - 1	0573-43-2112
高山少年補導センター	〒506-8555（生涯学習課内） 高山市花岡町2 - 18	0577-35-3123

## 一人で悩んでいませんか・・・？ 困ったらどうぞ

(学校、勉強、家庭、友だち、いじめ、非行・・・など)

勇気を出して相談してください。力になります。秘密は守ります。

あんしんコール 0120-873-246 (携帯からもOK)  
(午前10時～午後5時 日・月休み)

あんしんメール [anshin55@crux.ocn.ne.jp](mailto:anshin55@crux.ocn.ne.jp) (24時間受付)  
(返信は、午前10時～午後5時 日・月休み)

### 東濃西部少年センター

〒507-0034

多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク 4F

TEL 0572 23 3455

FAX 0572 26 8813

午後5時以降は下記24時間相談窓口をご利用ください。

#### 岐阜県域24時間対応相談窓口

いじめ相談24(いじめ全般) 0120-740-070

ヤングテレホンコーナー(非行、犯罪、薬物等) 0120-783-800

青少年SOSセンター(子どもに関する相談全般) 0120-247-505